

## 事例 4

### 1回の入院の支払限度日数

各入院給付金は、同一の原因による1回の入院についてお支払いできる最長の日数が定められています。これを1回の入院の支払限度日数といいます。



1回の入院の支払限度日数が120日のご契約において、「大腸ガン」で30日間入院した。

○ 入院日数が支払限度日数の範囲内であるため、入院給付金をお支払いします。

#### 解説

■ 短期入院保障のないご契約は、入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数を入院日数として入院給付金をお支払いします。

《お支払い日数》  $30日 - 4日 = 26日$

■ 短期入院保障のあるご契約は、入院開始日からその日を含めて4日までに、短期入院給付金を加えてお支払いします。

《お支払い日数》  $26日 + 4日 = 30日$



・1回の入院の支払限度日数が120日のご契約において、「脳梗塞」で45日間入院した。

・退院の翌日から、別の病院に「脳梗塞後遺症」で90日間入院した。

⚠ 2回の入院を合計し、その合計日数が支払限度日数を超えたため、限度日数範囲内の日数分の入院給付金をお支払いします。

#### 解説

■ 入院を2回以上した場合、それぞれの原因が同一か医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。

■ 短期入院保障のないご契約は、入院開始日からその日を含めて4日を差し引いた日数を入院日数として入院給付金を最長で120日分までお支払いします。

《お支払い日数》  $45日 + 90日 = 135日 \Rightarrow$  支払限度日数である120日

■ 短期入院保障のあるご契約は、入院開始日からその日を含めて4日までに、短期入院給付金を加えてお支払いします。

《お支払い日数》  $120日 + 4日 = 124日$

※ 入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院は、新たな入院とみなします。

#### 主な対象商品

(無配当)医療保障保険(団体型)、疾病入院・手術保障特約付集团扱定期保険

※ 上記は疾病による入院の例です。商品によっては不慮の事故による傷害での入院の場合、入院開始日からお支払いできるものがあります。詳細はご契約時または更新時の各書類などをご確認ください。